

令和 6 年 1 月 10 日

お客様各位

新井信用金庫

「令和 6 年能登半島地震災害復旧ローン」の取扱開始について

このたびの地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。
新井信用金庫では、今回の地震で影響を受けられた皆様にお役立ていただけるよう
「令和 6 年能登半島地震災害復旧ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

商品概要

商 品 名	「令和 6 年能登半島地震災害復旧ローン」
取 扱 期 間	令和 6 年 1 月 10 日～令和 6 年 6 月 28 日 ※上記期間内にお申込を受付した分までを対象とします。
ご 利 用 いただける方	・ 令和 6 年能登半島地震の影響により被害を受けられた個人の方。 （罹災証明書は不要です） ・ お申込み年齢が満 18 歳以上の方。 ・ 安定継続した収入がある方。 ・ 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。 ・ （一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方。
資 金 使 途	被災からの生活再建にかかる次の資金 ①住宅の補修・修繕資金 ②自動車の修理・買換資金 ③家具・家電等の修理・買換資金 ④お申込人が当金庫から借入れた（一社）しんきん保証基金保証付個人ローンの借換資金（①～③のいずれかとの併用に限ります。）
ご 融 資 期 間	10 年以内（元金据置期間は 6 ヶ月以内）
ご 融 資 金 額	500 万円以内
ご 融 資 利 率	年 1.50%（変動金利・保証料込）
ご 返 済 方 法	元金均等返済または元利均等返済（ボーナス返済はご融資金の 50%以内につき 6 ヶ月ごとの返済になります）
担保・保証人	原則不要。（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。
そ の 他	ご融資金はお支払い先へ振込させていただきます。

以 上

詳しくは当金庫窓口・営業担当者にお問い合わせください。